



エコマークは(公財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

認定基準に関するお知らせ

認定基準の制定

以下の認定基準が制定されましたので、お知らせいたします。

類型 No.	商品類型名	制定日	有効期限
505	「飲食店 Version1」	2017年9月1日	2024年8月31日

◇No.505「飲食店 Version1」(新規)について

小売店舗、ホテル・旅館に次ぐサービス分野の商品類型として「飲食店」認定基準を制定しました。

この基準は6つの評価カテゴリーに分けられ、省エネ・節水などの基本的な環境対策に加えて、食材の環境配慮、食品ロス削減に向けた食べ残しが減るような啓発や運動などの消費者の理解を深める取り組みを評価する認定基準になっています。

まずはこの基準を手引きに、取り組みやすい内容から事業者実践してもらい、お店の環境配慮レベルを引き上げてもらうこと、さらには、子供からお年寄りまで誰でも知っているエコマークをコミュニケーションツールとして活用し情報発信することにより、そのお店を利用する消費者を巻き込んだ国全体での環境意識の高まりに広がっていくことを期待しています。

◆「飲食店」認定基準書および解説は、エコマーク事務局ウェブサイトで公開しています。
(URL: <https://www.ecomark.jp/restaurant>)

認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付

以下の認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付を行いますので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	公表期間 (30日間)
161	「シュレッダー Version1」(新規)	2017年9月1日～9月30日

◇No.161「シュレッダー Version1」(新規)について

本認定基準では、国際的な標準化を視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル(3R)設計や省エネ性、有害な化学物質の不使用などを評価しています。ライフサイクルを通して環境負荷低減効果の高いシュレッダーにエコマークを付与することで、一般的な商品と比較して環境性能に優れた製品の普及を後押しできることを期待しています。

◆認定基準案、パブリックコメントの受付については、次ページの要領、またはエコマーク事務局ウェブサイト (<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>) をご覧ください。

認定基準の改定

以下の認定基準の部分的な改定の実施について、お知らせいたします（Version の No.は改定前のもの）。

類型番号	商品類型名	改定日
152	テレビ Version1.	2017年9月1日
155	複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.2	2018年1月1日
132	トナーカートリッジ Version2.1	
142	インクカートリッジ Version2.1	
	有機フッ素化合物 PFOA（パーフルオロオクタン酸）の基準項目を含む商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.8」 No.103「衣服 Version3.3」 No.104「家庭用繊維製品 Version3.3」 No.105「工業用繊維製品 Version3.2」 No.128「日用品 Version1.19」 No.130「家具 Version2.1」 No.143「靴・履物 Version1.6」	2017年9月1日

◆改定点の詳細については、(https://www.ecomark.jp/office/organization/deliberation_data/) をご覧ください。

エコマーク事務局からのお知らせ

小売店舗、ホテル・旅館に次ぐサービス分野の商品類型「飲食店」の誕生にあわせ、エコマーク認定サービスの特設サイトをオープンしました。今後は、全国のエコマーク認定飲食店（エコレストラン）、ホテル・旅館（エコホテル）、小売店舗（エコストア）を検索できる機能を拡充してまいります。

サービス分野のエコマークにも、ぜひご注目ください。

《認定基準案に関する意見送付要領》

以下の1～3の項目を記入し、郵便、FAX、Eメールのいずれかの方法で送付して下さい。

1. 氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、職業
2. 意見を提出するエコマーク商品類型の認定基準案分類名：例「シュレッダー」
3. 上記認定基準案についての意見（日本語によるものとします）

○ 郵送の場合

所要事項を明記の上、書面（A4）にて、9月30日（土）（同日消印有効）までに、下記宛にお送り下さい。

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階
公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課宛 TEL 03-5643-6253

○ FAXの場合

所要事項を明記の上、9月30日（土）17時までに、FAX番号03-5643-6257にお送り下さい。

○ Eメールの場合

9月30日（土）17時までに、info@ecomark.jp宛にお送り下さい。

※ メールの件名に、「パブリックコメント」という語を含むようにお願いします。

※ 電子ファイルで送付される場合は、ワードまたはエクセルでお願いします。

◆認定基準書および解説は、エコマーク事務局ウェブサイトで公開しています(<http://www.ecomark.jp/nintei/public/>)

エコマークニュース 臨時号 2017年9月1日発行

編集・発行 / 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL：基準・認証課 03-5643-6253 FAX：03-5643-6257（各課共通）

総務・契約監査課 03-5643-6255

普及・国際協力課 03-5643-6255

ホームページ：<https://www.ecomark.jp/> E-mail：info@ecomark.jp

エコマークは（公財）日本環境協会の登録商標です。

